

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第26号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 雑則（第82条—<u>第86条</u>） 附則</p> <p>（届出書の提出部数等） <u>第86条</u> 略</p> <p>別表第4（第10条、<u>第86条</u>関係） <table border="1" data-bbox="168 1077 1075 1117"><tr><td>略</td></tr></table></p>	略	<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 雑則（第82条—<u>第87条</u>） 附則</p> <p>（受理書の交付） <u>第86条</u> 知事は、<u>条例第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第18条第1項若しくは第3項、第19条第1項、第25条、第26条、第27条、第69条第1項、第70条第1項、第71条第1項、第81条第1項、第82条第1項又は第83条第1項の届出を受理したときは、受理書（第36号様式）を当該届出をした者に交付するものとする。</u></p> <p>（届出書の提出部数等） <u>第87条</u> 略</p> <p>別表第4（第10条、<u>第87条</u>関係） <table border="1" data-bbox="1164 1077 2049 1117"><tr><td>略</td></tr></table></p>	略
略			
略			

第1号様式中「㊦」及び備考5を削る。

第2号様式から第4号様式までの規定中「㊦」及び備考3を削る。

第6号様式、第7号様式及び第9号様式中「㊦」及び備考5を削る。

第10号様式中「㊦」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第11号様式中「㊦」及び備考5を削る。

第12号様式から第16号様式までの規定中「㊦」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第17号様式中「㊦」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

第18号様式中「㊦」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第19号様式中「㊟」及び備考4を削る。
第20号様式中「㊟」及び備考5を削る。
第21号様式中「㊟」及び備考3を削る。
第22号様式中「㊟」及び備考6を削る。
第23号様式中「㊟」及び備考5を削る。
第24号様式から第28号様式までの規定中「㊟」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
第29号様式及び第30号様式中「㊟」及び備考4を削る。
第31号様式から第33号様式までの規定中「㊟」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
第34号様式中「㊟」及び備考5を削る。
第36号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式、第2号様式から第4号様式まで、第6号様式、第7号様式及び第9号様式から第34号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。